

【1】新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等に関する周知のお願い
新型コロナウイルス感染症対策に関して、2月3日に新型インフルエンザ等特別措置法第31条の4第1項に基づき、2月5日から2月27日までを期間として、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に、和歌山県が追加されました。あわせて、同法第32条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

つきましては、変更された基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただきますようお願いいたします。

○資料

（参考1）新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示

https://corona.go.jp/emergency/pdf/kouji_20220203.pdf

（参考2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年2月3日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220203.pdf

（参考3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（新旧対照表）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20220203.pdf

【2】出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）に関する周知のお願い

オミクロン株の市中感染が拡大し、急速な感染拡大が続いているところ、今後、こうした状況が継続した場合には、近い将来、医療提供体制に大きな負荷がかかりかねない可能性があることから、引き続き、早急に感染拡大を防止する措置を講じる必要があります。

つきましては、以下の取組について、会員企業等への周知に御協力をお願いいたします。

1. まん延防止等重点措置区域である都道府県における取組

・人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進。

2. まん延防止等重点措置区域等以外の都道府県における取組

・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進。

【3】オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策についての分科会提言に関する周知のお願い

オミクロン株による感染拡大が続く中、感染の場は、学校や保育所、高齢者施設、事業所に広がっており、今後、社会経済活動の維持が困難になる事態や、入院治療を要する者や重症者の増加による医療のひっ迫が懸念されています。

こうしたことを受け、2月4日に新型コロナウイルス感染症対策分科会から、政府に対して、

オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について提言が行われました（クラスターが多く発生している場面・場所での感染防止策を中心とした提言）。

政府としては、今後、本提言を踏まえ、基本的対処方針の変更を含め、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を講じてまいります。

産業機械課関係団体の皆様におかれましても、分科会の提言内容について、会員企業等への周知に御協力をお願いいたします。

○資料

・オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について（令和４年２月４日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai12/gijisidai_4.pdf